

第5回熊本市自治基本条例見直し委員会のまとめ（案）

平成26年5月14日開催

○自治基本条例改正条文骨子について

<第5章について>

- ・「者」という表現には、個人・団体を含めた意味か。
⇒個人・団体を総称して表現している。

<第6章について>

- ・「市」から「区民、区の職員」という主語になって分かりやすくなった。区の職員には区長も含まれるか？
⇒区長も含まれる。

- ・「区の職員」の定義がいるのではないか。
⇒一般的に共通の認識を持つことができる文言は定義しないが、分かりにくい文言については、法制課と協議しながら定義付けを検討していく。

- ・「解決」は「解消（だんだん課題が縮小するような意）」が良いのでは？
「対策を講じる」という表現が良いのでは。
⇒「解決」が正しい。ここは、「解決に向けて合意形成をしていきましょう」という意味。合意形成を図るということを重視している。
⇒「解決に向けた」より「解決に向けて」という意味が通じるのではないか。
⇒「解決に向けて」に変更。

- ・本来、自治基本条例には、住民の定義や市民・行政それぞれの責務があるならば、区の職員の責務や第35条第2項がいるのか。
⇒責務等は第2章が基本である。第6章は、区のまちづくりとして敢えて取り組むもの。区のまちづくりの具体化が第6章だと分かりやすくしていくことが課題である。

○条文素案（たたき台）について

<第5章について>

- ・第5章は、事業者も含まれるのだろうか。全体の条文とのすり合わせをするべきである。
⇒事業者も含む。

<第6章 区のまちづくりについて>

- ・区のまちづくりは、行政はサポートしていく立場か。区民と行政と一緒に作り上げるものではないか。市民も職員も対等に連携することがふさわしいのではないか。

⇒行政は、区のまちづくりに対して役割を放棄するのではなく、役割として区民を支援、サポートしていくことがある。

⇒区役所の役割はサポートというよりは、コーディネートという意味がある。

⇒「区のまちづくり」とは何か整理する必要がある。

職員の役割として、①団体自治、サービス提供、②2項で取り上げているものであり、「区のまちづくり」とは、地域住民の日常生活に密着するもの、住民自ら行っていくもの。

⇒より、現場サイドに立った表現がよい。ハード事業でも市民、区民と一緒に作ることもある。

⇒「区のまちづくり」については、「区のまちづくりが市政・まちづくりにつながっている」というイメージが入れば分かりやすくなるのではないか。

区のまちづくりは分けられるものではない。校区から区、市といった構造になっていることが分かればよいのではないか。

- ・区民の意見が市に届くという意味で、「合意形成を図り、市長に提言できる」という文言があればよいのではないか。
- ・区のまちづくりビジョンが区のまちづくりとは何かを示すのではないか。区の特性を踏まえ、市民の意見をもとに作られているということをどこかに入れておくべきではないか。

<第6章 その他の意見>

- ・「勘案」という言葉は腑に落ちない。
 - ・札幌市のように簡潔に書けないか。
 - ・区民の定義が長く、条文が見にくい。公益通報と同じ書き方はできないか。
- ⇒法制課と協議していく。